

令和6年度 清水労働基準協会

「安全衛生推進者の初任時・能力向上教育」

労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生業務にあたらせることが義務付けられています。「安全衛生推進者の初任時・能力向上教育」は、選任資格要件※を満たす人が安全衛生推進者の業務に就く際に受講する1日講習です。また、能力向上教育は既に選任されていて概ね5年を経過する人が対象で、本講習は初任者と両方が対象となる講習です。詳しくは、以下をご覧ください。

※安全衛生推進者の選任資格要件

1. 大学・高等専門学校卒業者で、1年以上安全衛生の実務に従事している者
2. 高等学校、中等教育学校卒で、3年以上安全衛生の実務に従事している者
3. 5年以上安全衛生の実務に従事している者
4. その他、労働局長が同等と認める者

1.日時・会場

日時：令和6年7月12日(金) 9時～17時

会場：清水区島崎町223 静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ

2.受講料（消費税・テキスト代含む）

会員：10,000円 それ以外の方：11,000円

3.申込方法（定員になり次第締め切ります）

- (1) 受講申込書に所要事項を記入の上、受講日の2週間前までに受講料を添えて清水労働基準協会へお申込み下さい。引換えに受講票をお渡しします。
- (2) 協会窓口での申込みが困難な方は、FAXで「受講申込書」をお送り下さい。折り返し受付手続、振込銀行口座を記載した文書をFAXでお送りいたします。振込確認後、受講票をお送りします。
※ 振込手数料及び受講票、領収書・請求書の郵送料、封筒は申込者でご負担願います
- (3) 申込み後の取消しは、開催日の7日前までに受講票と領収書を返却された場合に限って、受講料をお返しします。また、受講者の変更も開催日の7日前までにご連絡ください。

4.修了証明書の交付

受講者には「修了証」を交付します。また、事業所には、「教育修了証明書」を交付します。

5.持参するもの（テキストは会場でお渡しします）

受講票、筆記用具

※昼食は各自でご用意ください

6.受講の申し込み・問い合わせ先

清水労働基準協会（静岡市清水区万世町2-7-4） TEL・FAX 054（351）4584

(申込コピー可)

「安全衛生推進者の初任時・能力向上教育申込書」

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称 _____

〒 _____
所在地 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

担当者部署名 _____
担当者氏名 _____

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて⇒ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、お申し込みいただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)